

改正前	改正後
<p>第2条 (定義)</p> <p>本規約において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。</p> <p>(1)～(6) 省略 (新設)</p> <p>(7)～(19) 省略</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>本規約において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 「継続的取引」とは、利用者とプラットフォーム利用事業者の間の取引のうち、あらかじめ当該利用者と当該プラットフォーム利用事業者が合意した内容に従って継続的に行う取引をいいます。</u></p> <p>(8)～(20) 省略</p>
<p>第6条 (本サービスの利用方法)</p> <p>1. 利用者は、以下の各号に定めるところに従い、本サービスの利用を行うことができます。</p> <p><u>(1)</u> 利用者がプラットフォーム利用事業者との取引について、本サービスによる決済を希望する場合、利用者は、決済金額、暗証番号の入力その他当行およびプラットフォーム利用事業者所定の情報の入力を含む当行および当該プラットフォーム利用事業者所定の方法により、本サービスによる決済を申し込むものとします。</p> <p><u>(2)</u> <u>(1)</u>の申込みにより、利用者は、当行に対し、利用者が指定する決済金額について、利用口座から出金する旨の参加金融機関に対する指図の伝達および当該出金金額をもって当該プラットフォーム利用事業者への決済金額の支払を行う旨の委託を行うものとします。</p> <p><u>(3)</u> 当行は、<u>(2)</u>の委託に基づき、参加金融機関に対し、出金の指図を伝達するものとし、参加金融機関は、参加金融機関所定の手続を経たうえで、当該出金指図を利用口座の名義人である利用者による出金の指図として取り扱い、当該参加金融機関の預金規定等に従い、当該指図に従って出金処理を実行します。</p> <p><u>(4)</u> <u>(3)</u>の出金処理により、利用口座の残高が減少するものとし、当行は当該出金金額について参加金融機関との契約に基づき利用者に立替払いを行うのに代えて、<u>(2)</u>の委託に基づき、当該出金金額をプラットフォーム利用事業者に対する決済の原資として受領します。</p> <p><u>(5)</u> <u>(4)</u>の受領は、当行があらかじめプラットフォーム</p>	<p>第6条 (本サービスの利用方法)</p> <p>1. 利用者は、以下の各号に定めるところに従い、本サービスの利用を行うことができます。</p> <p><u>(1) 暗証番号を用いた個別の取引についての決済</u></p> <p><u>ア</u> 利用者がプラットフォーム利用事業者との<u>個別</u>の取引について、本サービスによる決済を希望する場合、利用者は、決済金額、暗証番号の入力その他当行およびプラットフォーム利用事業者所定の情報の入力を含む当行および当該プラットフォーム利用事業者所定の方法により、本サービスによる決済を申し込むものとします。</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u>の申込みにより、利用者は、当行に対し、利用者が指定する決済金額について、利用口座から出金する旨の参加金融機関に対する指図の伝達および当該出金金額をもって当該プラットフォーム利用事業者への決済金額の支払を行う旨の委託を行うものとします。</p> <p><u>ウ</u> 当行は、<u>イ</u>の委託に基づき、参加金融機関に対し、出金の指図を伝達するものとし、参加金融機関は、参加金融機関所定の手続を経たうえで、当該出金指図を利用口座の名義人である利用者による出金の指図として取り扱い、当該参加金融機関の預金規定等に従い、当該指図に従って出金処理を実行します。</p> <p><u>エ</u> <u>ウ</u>の出金処理により、利用口座の残高が減少するものとし、当行は当該出金金額について参加金融機関との契約に基づき利用者に立替払いを行うのに代えて、<u>イ</u>の委託に基づき、当該出金金額をプラットフォーム利用事業者</p>

利用事業者から授与された決済代金に係る代理受領権限に基づいても受領するものとし、当該受領時点で、利用者からプラットフォーム事業者に対する決済が完了します。

- (6) (5)の決済の完了後、当行および参加金融機関は、利用者に対し、当行および参加金融機関所定の方法により、出金結果を通知するものとし、また、プラットフォーム利用事業者はプラットフォーム利用事業者所定の方法により決済が完了した旨の通知を行います。

(新設)

に対する決済の原資として受領します。

オ エの受領は、当行があらかじめプラットフォーム利用事業者から授与された決済代金に係る代理受領権限に基づいても受領するものとし、当該受領時点で、利用者からプラットフォーム事業者に対する決済が完了します。

カ オの決済の完了後、当行および参加金融機関は、利用者に対し、当行および参加金融機関所定の方法により、出金結果を通知するものとし、また、プラットフォーム利用事業者はプラットフォーム利用事業者所定の方法により決済が完了した旨の通知を行います。

(2) 暗証番号を用いない個別の取引きについての決済

ア 利用者は、プラットフォーム利用事業者があらかじめ定めた場合には、当該プラットフォーム利用事業者があらかじめ設定する仕様により、暗証番号を入力することなく、プラットフォーム利用事業者との個別の取引きについて、本サービスによる決済を行うことができます。

イ 利用者がプラットフォーム利用事業者との個別の取引きについて、暗証番号を入力することなく、本サービスによる決済を希望する場合、利用者は、決済金額の入力その他当行およびプラットフォーム利用事業者所定の情報の入力を含む当行および当該プラットフォーム利用事業者所定の方法により、本サービスによる決済を申し込むものとします。

ウ イの申込みにより、利用者は、当行に対し、利用者が指定する決済金額について、利用口座から出金する旨の参加金融機関に対する指図の伝達および暗証番号を用いない個別の取引きである旨の情報の伝達ならびに当該出金金額をもって当該プラットフォーム利用事業者への決済金額の支払を行う旨の委託を行うものとします。

エ 当行は、ウの委託に基づき、参加金融機関に対し、出金の指図および暗証番号を用いない個別の取引きである旨の情報を伝達するものとし、参加金融機関は、参加金融機関所定の手続を経たうえで、当該出金指図を利用口座の名

(新設)

義人である利用者による出金の指図として取り扱い、当該参加金融機関の預金規定等に従い（暗証番号の一致確認の手続きを除きます。）、当該指図に従って出金処理を実行します。

オ エの出金処理を行った後の取扱いは前号エからカまでの定めに準じるものとします。

(3) 継続的取引についての決済

ア 前号に定めるほか、利用者はプラットフォーム事業者との継続的取引に係る決済についても本サービスの利用を行うことができるものとします。

イ 利用者がプラットフォーム利用事業者との継続的取引について、本サービスによる決済を希望する場合、あらかじめ当行およびプラットフォーム利用事業者所定の情報の入力を含む当行および当該プラットフォーム利用事業者所定の方法により、当該継続的取引について、本サービスによる決済を申し込むものとします。

ウ イの申込により、利用者は、当行に対し、利用者が申込みを行った内容に従って、プラットフォーム利用事業者から継続的取引に係る情報の伝達を受ける都度、利用口座から出金する旨の参加金融機関に対する指図および継続的取引である旨の情報の伝達ならびに当該出金金額をもって当該プラットフォーム利用事業者への決済金額の支払を行う旨の委託を行うものとします。

エ 当行は、ウの委託に基づき、参加金融機関に対し、出金の指図および継続的取引である旨の情報を伝達するものとし、参加金融機関は、参加金融機関所定の手続を経たうえで、当該出金指図を利用口座の名義人である利用者による出金の指図として取り扱い、当該参加金融機関の預金規定等の定めに従い（暗証番号の一致確認の手続きを除きます。）、当該指図に従って出金処理を実行します。

オ エの出金処理を行った後の取扱いは第 1 号エからカまでの定めに準じるものとします。

2～4 省略

第 14 条（補償）

2～4 省略

第 14 条（補償）

1. (省略)

2.前項の請求がなされた場合、当行は、利用者の請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、前項第1号①に定める当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた不正出金額相当額の損害を限度として補償するものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補償対象額の4分の3に相当する金額を補償するものとします。この場合において、利用者に残存利益がある場合には、利用者は損害額から当該残存利益を控除した金額を上限として請求することができるものとします。

3.～6. (省略)

1. (省略)

2.前項の請求がなされた場合、当行は、利用者の請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、不正出金額相当額の損害を限度として補償するものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補償対象額の4分の3に相当する金額を補償するものとします。この場合において、利用者に残存利益がある場合には、利用者は損害額から当該残存利益を控除した金額を上限として請求することができるものとします。

3.～6. (省略)